

〔3〕 函館市入港料条例

昭和52年3月31日
条 例 第 1 6 号

沿革	昭和55. 3. 31 条例第11号	平成12. 3. 28 条例第9号
	昭和57. 3. 31 条例第10号	平成16. 11. 17 条例第111号
	昭和60. 4. 9 条例第17号	平成17. 9. 29 条例第77号
	平成 4. 3. 24 条例第15号	平成25. 12. 18 条例第71号
	平成 9. 3. 27 条例第16号	平成31. 3. 6 条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第44条の2の規定に基づき函館市が徴収する入港料について必要な事項を定めるものとする。

(入港料の徴収)

第2条 入港料は、市が管理する港湾（法第33条第2項において準用する法第9条第1項の規定により公告された函館港港湾区域および榎法華港港湾区域をいう。）に入港する船舶から徴収する。

(入港料の料率等)

第3条 入港料の料率は、入港1回につき総トン数1トンまでごとに次のとおりとする。

(1) 外航船舶（本邦の港と本邦以外の地域の港を往来する船舶をいう。以下同じ。）

2円16銭

(2) 外航船舶以外の船舶 1円18銭

2 次の各号の一に該当する場合は、当該各号の定めるところにより入港回数を算定する。

(1) 同一船舶が1日に2回以上入港する場合は、1日につき入港1回とみなす。

(2) 同一船舶が1月に11回（1日に2回以上入港する場合の入港回数は、1回とみなす。）以上入港する場合は、1月につき入港10回とみなす。

(入港料を徴収しない船舶)

第4条 法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶のほか、総トン数700トン未満の船舶からは、入港料を徴収しない。

(入港料の減免)

第5条 市長は、公益上その他特別の理由があると認める船舶については、入港料を減免することができる。

(入港料の納付)

第6条 入港料は、市長が指定する期日までに入港する船舶の運航者またはその代理人が納付しなければならない。

(入港料の不還付)

第7条 既納の入港料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部または全部を還付することができる。

(罰則)

第8条 詐欺その他不正の行為により、入港料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日条例第11号）

1 この条例は、昭和55年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から昭和56年3月31日までの間は、改正後の第3条第1項中「1円80銭」とあるのは「1円70銭」とする。

附 則（昭和57年3月31日条例第10号）

この条例は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月9日条例第17号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（平成4年3月24日条例第15号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日条例第16号）

この条例は、平成9年5月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第9号）抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成16年11月17日条例第111号）

この条例は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成17年9月29日条例第77号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第71号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の入港に係る入港料について適用し、同日前の入港に係る入港料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月6日条例第20号）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の入港に係る入港料について適用し、同日前の入港に係る入港料については、なお従前の例による。

〔4〕 函館市入港料条例施行規則

昭和52年4月20日
規則第17号

沿革 平成4.4.30 規則第34号

平成17.10.27 規則第93号

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市入港料条例（昭和52年函館市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入港料の減免)

第2条 条例第5条の公益上その他特別の理由があると認める船舶は、次に掲げる船舶とする。

- (1) 離島航路整備法（昭和27年法律第226号）により航路補助金の交付を受けて就航している船舶
- (2) 海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する船舶
- (3) 暴風雨その他の災害により港外待避をして、再入港する船舶
- (4) 傷病人の手当等のため緊急入港する船舶
- (5) 検疫のみの目的で入港する船舶
- (6) 前各号のほか、市長が特に必要と認める船舶

2 入港料の減免を受けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則（平成4年4月30日規則第34号）

この規則は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成17年10月27日規則第93号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。